第六条　輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　［略］

ロ　マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、アナログデジタル変換機能を有しデジタル化されたデータを記録し、若しくは解析することができるもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路（ハからチまでのいずれか、ル若しくはヲに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるもの又は輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるものを除く。以下この条において同じ。）、ＦＦＴプロセッサ、プログラムを電気的に消去することができるプログラマブルロム（フラッシュメモリーを含む。）、スタティック式のラム又は磁気抵抗メモリーであって、次のいずれかに該当するもの（民生用の自動車又は鉄道車両に使用する集積回路を除く。）

（一）～（三）　［略］

ハ・ニ　［略］

ホ　アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの（ワに該当するものを除く。）

（一）　アナログデジタル変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの

1　分解能が八ビット以上一〇ビット未満のものであって、出力速度が一・三ギガサンプリング毎秒を超えるもの

2　分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであって、出力速度が六〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

3　分解能が一二ビット以上一四ビット未満のものであって、出力速度が四〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

4・5　［略］

（二）　［略］

ヘ　［略］

ト　フィールドプログラマブルロジックデバイスであって、次のいずれかに該当するもの（ワに該当するものを除く。）

（一）・（二）　［略］

チ～ヲ　［略］

ワ　次の全てに該当するもの

（一）　アナログデジタル変換機能を有するものであって、次のいずれかに該当するもの

1　分解能が八ビット以上一〇ビット未満のものであって、入力速度が一・三ギガサンプリング毎秒を超えるもの

2　分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであって、入力速度が一ギガサンプリング毎秒を超えるもの

第六条　輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　集積回路であって、次のいずれかに該当するもの

イ　［略］

ロ　マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、プログラムを電気的に消去することができるプログラマブルロム（フラッシュメモリーを含む。）、スタティック式のラム、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路（ハからチまでのいずれか、ル若しくはヲに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるもの又は輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるものを除く。以下この条において同じ。）又はＦＦＴプロセッサであって、次のいずれかに該当するもの（民生用の自動車又は鉄道車両に使用する集積回路を除く。）

（一）～（三）　［略］

ハ・ニ　［略］

ホ　アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの

（一）　アナログデジタル変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの

1　分解能が八ビット以上一〇ビット未満のものであって、出力速度が一ギガサンプリング毎秒を超えるもの

2　分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであって、出力速度が五〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

3　分解能が一二ビット以上一四ビット未満のものであって、出力速度が二〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

4・5　［略］

（二）　［略］

ヘ　［略］

ト　フィールドプログラマブルロジックデバイスであって、次のいずれかに該当するもの

（一）・（二）　［略］

チ～ヲ　［略］

［新設］